

さんぱいくん Q&A（排出事業者向け）

目次 [目的の項目をクリックしてください](#)

1. [さんぱいくんの操作方法について](#)
2. [優良産廃処理業者認定制度・「さんぱいくん」の情報の公表について](#)

1. さんばいくんの操作方法について

質問の箇所をクリックしてください

- Q 1-1 パスワードを変更したい。
- Q 1-2 パスワードを忘れてしまった。
- Q 1-3 メールアドレスを変更したい。
- Q 1-4 情報の内容は財団がチェックしているのですか？
- Q 1-5 処理業者は情報を更新したと言っているが、画面に表示されない。

Q 1-1 パスワードを変更したい。

A 1-1 パスワードの変更の手順は次のとおりです。

さんばいくんホームより排出事業者向けメール/情報管理サービスよりログイン。

.....

排出事業者向けサービスをご利用いただきありがとうございます。

本サービスにログインします。
メールアドレスとパスワードを入力してください。

.....

メールアドレス

パスワード

| | |
|----------|--|
| 新規ユーザー登録 | 排出事業者向けサービスを利用する場合は「新規ユーザー登録」よりメールアドレスの登録が必要となります。（無料） |
| パスワード再発行 | パスワードを忘れてしまった場合は「パスワード再発行」でパスワードの再発行が必要となります。（無料） |

※メールアドレスを忘れてしまった場合、新規ユーザー登録でユーザーを再登録してください。

「ユーザー情報を変更する」(①) をクリックし、新しいパスワードを2ヶ所(②)に入力して、最後に「変更」(③) をクリックすると、変更が完了します。

WAF 公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

さんばいくん | ログアウト

排出事業者 HOME

古河 綾子 様
前回ログイン日時:
2022年06月21日 14時06分

システム設定 >> ユーザー情報を変更する
変更したい項目のみ入力して「変更」ボタンをクリックして下さい。

メールアドレスを変更する場合は「メールアドレス変更」ボタンをクリックしてください。
「さんばいくん」の排出事業者向けサービスの利用終了を希望される場合は、「退会」ボタンをクリックして下さい。

変更

メールアドレス変更

退会

パスワードメンテナンス

新しいパスワード (必須) 半角文字で6~32文字

新しいパスワード (確認用) (必須) 半角文字で6~32文字

変更

退会

氏名 (必須) 全て全角文字で100文字以内

会社名 (必須)

変更

退会

メール配信頻度 :
情報更新のその都度 (日1回)

変更

メールアドレス変更

退会

お気に入り登録した処理業者情報

優良業者認定制度の情報公表

許可情報

お気に入り登録の編集

処理業者を検索・削除する

許可条件を設定する

グループを編集する

マイページ設定

ユーザー情報

ユーザー情報を更新する

処理業者提供情報の更新通知

お気に入り登録した処理業者が公表している情報や情報提供している許可情報等が変更された場合、担当者メールアドレス宛てにメールを送付します。

[戻る](#)

Q 1-2 パスワードを忘れてしまった。

A 1-2 パスワード再発行の手順は、次のとおりです。

さんばいくんホームより排出事業者向けメール/情報管理サービスよりログイン。パスワード再発行をクリック。

排出事業者向けサービスをご利用いただきありがとうございます。
本サービスにログインします。
メールアドレスとパスワードを入力してください。

メールアドレス
パスワード

ログイン

| | |
|----------|--|
| 新規ユーザー登録 | 排出事業者向けサービスを利用する場合は「新規ユーザー登録」よりメールアドレスの登録が必要となります。(無料) |
| パスワード再発行 | パスワードを忘れてしまった場合は「パスワード再発行」でパスワードの再発行が必要となります。(無料) |

メールアドレスを忘れてしまった場合、新規ユーザー登録でユーザーを再登録してください。

ユーザー情報の変更ページへ移動
パスワード再発行のページを開き、会員規約の内容を確認の上、「同意する」をクリックします。

パスワード再発行の手順

利用規約同意確認 > パスワード再発行情報入力 > パスワード再発行情報確認 > パスワード再発行確認メール送信 > パスワード再発行確認

「さんばいくん」
排出事業者向けサービスのユーザー登録における同意について

(1) 情報開示システムの排出事業者向けサービス(以下、本サービスという。)は、産業廃棄物の処理委託をする事業者、行政関係者等を利用者としたサービスであり、その利用に係る年会費及び利用料金は、無料です。

会員規約の内容について同意しますか？
同意される場合は、画面下部の「同意する」ボタンをクリックしてください。

同意する 同意しない

メールアドレスの入力

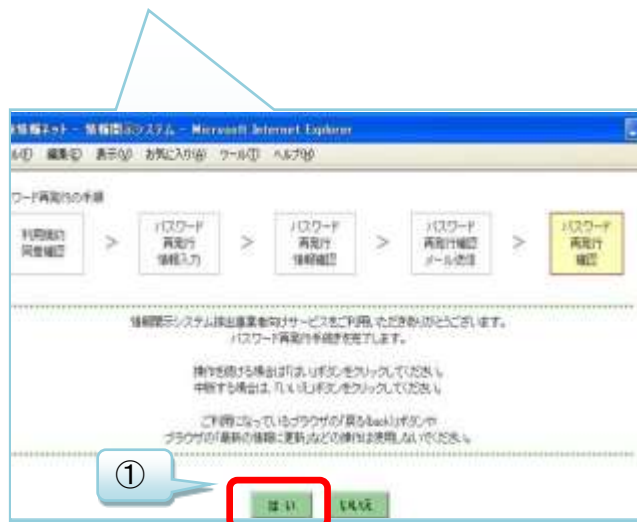
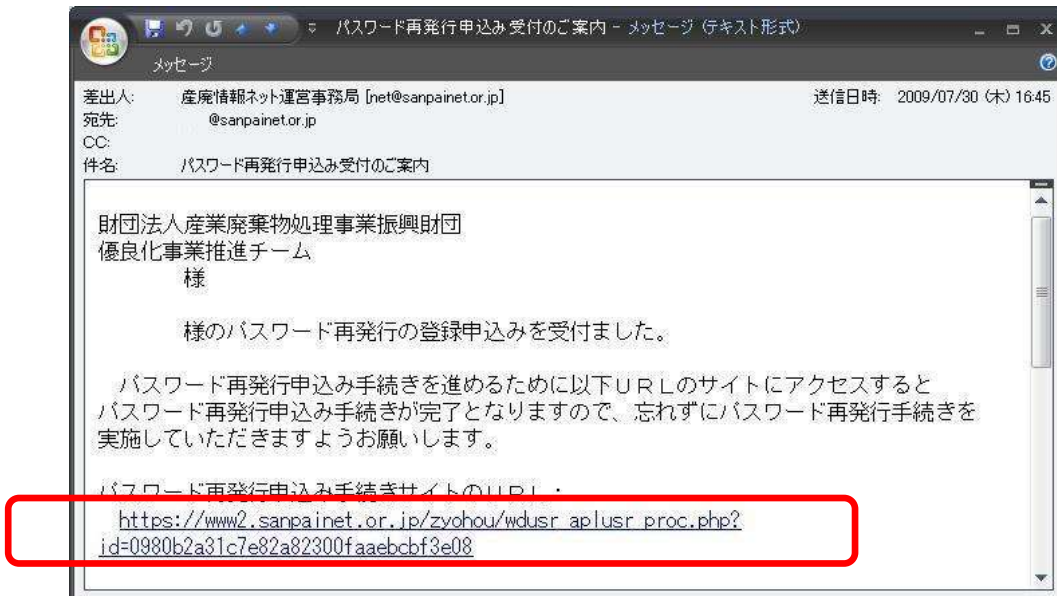
以前に登録したメールアドレスを入力 (①) し、「内容確認」(②) をクリックします。次に表示される確認画面で、入力したメールアドレスを確認して「申し込み」をクリックすると、24 時間以内にメールが届きます。



パスワード再発行申込み手続きサイトにアクセス-1

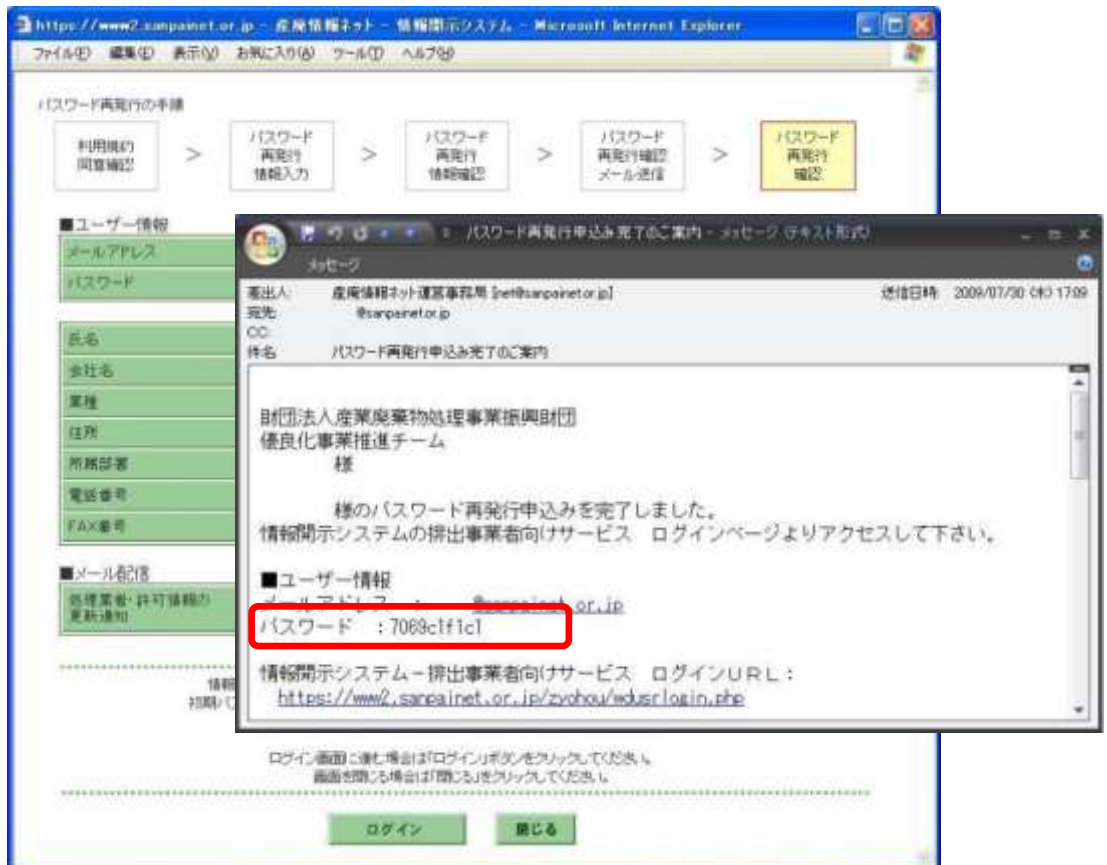
以前に登録したメールアドレスに案内メールが届きます。(案内メールは、差出人「産廃情報ネット運営事務局」、アドレス「net@sanpainenet.or.jp」、件名「パスワード再発行申込み受付のご案内」です。)

メール本文に記された URL (①) を開き、「パスワード再発行確認」ページで「はい」(②) をクリックすると、手続きが完了します。「パスワード再発行申込み手続きサイト」には有効期限があるため、再発行申込み日から1週間を過ぎると、改めてパスワード再発行手続きをする必要があります。



パスワード再発行申込み手続きサイトにアクセス-2

手続きが完了するとユーザー情報が表示されると「申込み完了メール」が届き、メール本文に再発行された「パスワード」（下図の赤囲み）が記載されています。（完了メールは、差出人「産廃情報ネット運営事務局」、アドレス「net@sanpainet.or.jp」、件名「パスワード再発行申込み完了のご案内」ですぐに届きます。）



[戻る](#)

新しいメールアドレスの入力

新しいメールアドレスを2ヶ所 (①) とも入力し、「内容確認」 (②) をクリックします。

メールアドレス変更の手順

メールアドレス変更入力 > **メールアドレス変更内容確認** > メールアドレス変更確認 > メールアドレス変更確認

新しいメールアドレスやユーザー情報等、ユーザー情報を変更する項目を修正して「内容確認」ボタンをクリックして下さい。ご利用になっているブラウザの「戻る」ボタンやブラウザの「最新の情報に更新」などの操作は使用しないでください。

■ユーザー情報

メールアドレス k@sampnet.or.jp (必須)

新しいメールアドレス (必須)
半角英数字で80文字以内
携帯電話のメールアドレスは使用できません。

新しいメールアドレス確認用 (必須)
半角英数字で80文字以内

氏名 (必須)
全て半角英数字で100文字以内

メール配信頻度: 情報更新の回数(日1回) [v]

内容確認 戻る

入力の確認

入力した新しいメールアドレスを確認して、「申し込み」をクリックします。24時間以内に新しいメールアドレスに確認メールが届きます。

メールアドレス変更の手順

メールアドレス変更入力 > メールアドレス変更内容確認 > **メールアドレス変更確認** > メールアドレス変更確認

「申し込み」ボタンをクリックすると、24時間以内に登録したメールアドレスにユーザー情報変更手続きの確認メールが送付されます。確認メールの本文中に記載したURLのサイトにアクセスするとユーザー情報変更手続きが完了となりますので、忘れずにユーザー情報変更手続きを再開していただきますようお願いいたします。

URLの有効期限はユーザー情報変更手続き完了日付より1週間です。有効期限が過ぎた場合はURLは無効となり、再度、ユーザー情報変更手続きしていただく事となります。

お早目にユーザー情報変更手続きを完了していただきますようお願いいたします。

また、ユーザー情報変更の申し込みが完了すると自動的にログアウトされます。

■ユーザー情報

メールアドレス j@sampnet.or.jp

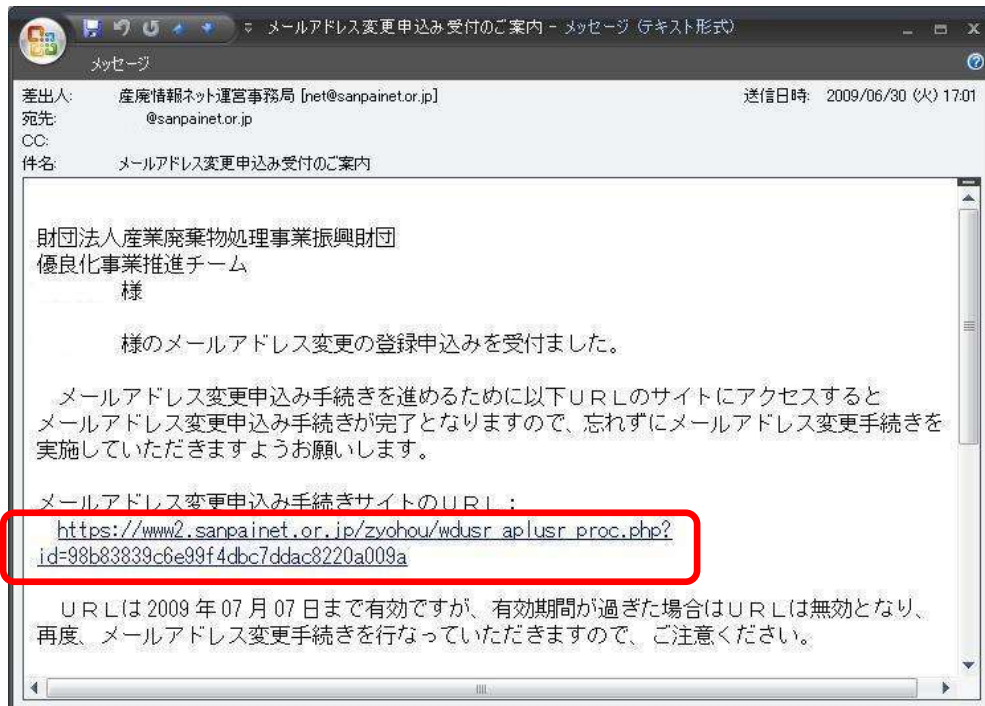
内容を確認し、画面下部の「申し込み」ボタンをクリックしてください。修正する場合は「戻る」ボタンをクリックして下さい。

ご利用になっているブラウザの「戻る」ボタンやブラウザの「最新の情報に更新」などの操作は使用しないでください。

申し込み 戻る

確認メールの開封-1

届いた確認メールを開き、メール本文に記された URL を開いてください
(差出人「産廃情報ネット運営事務局」、アドレス「net@sanpainet.or.jp」、件名「メールアドレス変更申込み受付のご案内」で 24 時間以内に届きます。)。この URL には有効期限があるのでご注意ください。



確認メールの開封-2

表示されたウェブページで「はい」をクリックすると、新しいアドレスにパスワードを記したメールが届きますので、そのパスワードでログインをしてください。



[戻る](#)

Q 1-4 情報の内容は財団がチェックしているのですか？

A 1-4 排出事業者向けサービスで表示される産業廃棄物処理業者の情報について、当財団ではチェックしておりません。

産業廃棄物処理業者の公表情報事項については、直接産廃処理業者へご確認ください。

自治体から提供を受けた情報については、当該自治体にご確認ください。

[戻る](#)

Q 1-5 処理業者は情報を更新したと言っているが、画面に表示されない。

A 1-5 処理業者が情報を更新した場合は、「さんぱいくん」のデータベースに保存された後に、排出事業者向けサービスでも見られるようになります。

該当のページを表示して、ブラウザの更新ボタンをクリックすると最新の情報が表示されます。

表示されない場合は、少し時間をおいてから再度操作をしてください。

[戻る](#)

[先頭へ](#)

2. 優良産廃処理業者認定制度・「さんばいくん」の情報の公表について

質問の箇所をクリックしてください

- Q 2-1 優良産廃処理業者認定制度とは、どのような制度ですか？
- Q 2-2 産業廃棄物処理業者が、本制度に取り組むときに参考にすべき資料はありますか？
- Q 2-3 優良認定されているはずの処理業者が、認定されていない。
- Q 2-4 電子マニフェストについて知りたい。
- Q 2-5 産業廃棄物処理業者が優良認定を受けるには、どうしたらよいですか？
- Q 2-6 さんばいくんで処理業者の情報を検索したところ、業許可証の PDF が閲覧できなくなりました。
- Q 2-7 環境配慮の取組における認証の取得範囲について教えてください。
- Q 2-8 さんばいくんのログイン後に、検索画面が表示されてしまいます。

Q 2-1 優良産廃処理業者認定制度とは、どのような制度ですか？

A 2-1 優良産廃処理業者認定制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力と実績を有する者として、通常の許可基準よりも厳しい基準をクリアした優良な産廃処理業者を、都道府県・政令市が審査して認定する制度です。

優良産廃処理業者認定制度は、環境省が廃棄物処理法に基づいて創設し、平成23年4月1日から施行している制度で、産業廃棄物処理業の優良性評価制度は廃止されました。認定基準は次の五要素から構成されています。

(1) 実績と遵法性：5年以上申請区分の処理業を営み、廃棄物処理法の不利益処分を過去5年間受けていない。

(2) 事業の透明性：事業内容等を原則半年以上インターネットで公表。

(3) 環境配慮の取組：ISO14001規格やエコアクション21等の認証の取得。

(4) 電子マニフェスト：電子マニフェストに加入しており、対応可能。

(5) 財務体質の健全性：自己資本比率等に関する基準を満たし、税・保険料に未納がない。

環境省より制度を紹介する資料が出ています（いずれも環境省ホームページ）。

- ・ [処理業者向けリーフレット](#)
- ・ [排出事業者向けパンフレット](#)
- ・ [優良産廃処理業者認定制度の紹介動画](#)

[戻る](#)

Q 2-2 産業廃棄物処理業者が、本制度に取り組むときに参考にすべき資料はありますか？

A 2-2 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課より「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（以下、運用マニュアル）」が発行されています(令和2年10月改訂)。取組むときは必ずお読みください。運用マニュアルは審査する自治体も活用しています。あわせて、運用マニュアルのQ&Aも作成されているので、ご一読ください。

- ・[優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル](#)
- ・[優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル Q&A集](#)

[戻る](#)

Q 2-3 優良認定されているはずの処理業者が、認定されていない。

A 2-3 優良認定業者の情報は、都道府県・政令市から提供された情報を表示しています。優良と認定された業者の許可証には、「優良」と表記され、許可の有効期間が7年になっています。処理業者に許可証の提示を求めて確認されるか、許可自治体にお問い合わせください。

[戻る](#)

Q 2-4 電子マニフェストについて知りたい。

A 2-4 (公財)日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター) の[ホームページ](#)をご覧ください。

[戻る](#)

Q 2-5 産業廃棄物処理業者が優良認定を受けるには、どうしたらよいですか？

A 2-5 優れた能力と実績を有する者の基準（優良基準）に適合することが必要となります。

原則、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、あわせて優良基準に適合している旨の認定等の申請を行いますが、許可期限前に前倒して許可更新をすることもできます（[環循規発第2002251号](#)）。

申請は、産業廃棄物処理業者が、産業廃棄物処理業の許可を受けた都道府県・政令市に対し、必要書類を提出して行います。申請方法の詳細については、運用マニュアル54ページ「4. 優良認定の申請」を参照してください。

[戻る](#)

Q 2-6 さんばいくんで処理業者の情報を検索したところ、業許可証のPDFが閲覧できなくなりました。

A 2-6 「さんばいくん」では、自治体から提供を受けた情報および産廃処理業

者が自ら登録した情報のいずれも表示されるようになりました。業許可証の PDF は事業者登録情報からご覧いただけます。詳しくはこちら ([リンク](#)) をご覧ください。

Q 2-7 環境配慮の取組における認証の取得範囲について教えてください。

A 2-7 申請先自治体に事業所がない場合には、他自治体の事業所が範囲内であれば条件を満たします。申請先自治体に複数の事業所がある場合、1 ヶ所で認証されていればよいことになっています。運用マニュアルの 49 ページをご確認ください。

[戻る](#)

Q 2-8 さんばいくんのログイン後に、検索画面が表示されてしまいます。

A 2-8 さんばいくんをログアウトして画面を閉じ、ブラウザの設定よりキャッシュの削除を行ってください。

[戻る](#)

[先頭へ](#)